

公契約条例で相模原市独自の

このお仕事には「最低賃金」が定められています！

相模原市公契約条例

相模原市が発注する工事請負や業務委託に関する契約等において、作業される労働者の賃金の下限額*を定め、一定の報酬を保障することで労働者の労働意欲を高め、事務や事業の質を向上させ、最終的には市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現を目指すものです。

※条例では賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

令和6年度の労働報酬下限額

業務委託契約等・指定管理協定

時給 1,168円

工事請負契約

公共工事設計労務単価の90%

※裏面一覧表のとおり

対象となる契約等

- (1) 予定価格1億円以上の工事請負
- (2) 予定価格500万円以上の業務委託等
(対象業種：庁舎等の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務、給食調理業務、データ入力業務、窓口受付業務 ※例外あり)
- (3) 市と指定管理者が締結する公の施設の管理に関する協定（指定管理協定）
(指定管理者が締結する上記(2)と同様の契約等を含む)

対象となる労働者

- (1) 工事請負：裏面の職種で当該契約に係る作業に従事する者 ※一人親方も含みます。
- (2) 業務委託等：当該契約に係る作業に従事する者
- (3) 指定管理：当該施設の管理に係る作業に従事する者

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等の労働形態や雇用主が誰（元請または下請）かを問わず、賃金が支払われる方は、原則、対象となります。

【工事請負契約の労働報酬下限額】

(単位:円)

No	職種	労働報酬下限額		No	職種	労働報酬下限額		No	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額(8H)			時給	日額(8H)			時給	日額(8H)
1	特殊作業員	3,207	25,656	18	さく岩工	3,995	31,960	35	左官	3,365	26,920
2	普通作業員	2,847	22,776	19	トンネル特殊工	4,230	33,840	36	配管工	2,880	23,040
3	軽作業員	1,935	15,480	20	トンネル作業員	3,297	26,376	37	はつり工	3,207	25,656
4	造園工	2,835	22,680	21	トンネル世話役	4,320	34,560	38	防水工	3,522	28,176
5	法面工	3,365	26,920	22	橋りょう特殊工	3,668	29,344	39	板金工	3,567	28,536
6	とび工	3,522	28,176	23	橋りょう塗装工	3,780	30,240	40	タイル工	—	—
7	石工	3,510	28,080	24	橋りょう世話役	4,230	33,840	41	サッシ工	3,365	26,920
8	ブロック工	3,252	26,016	25	土木一般世話役	3,533	28,264	42	屋根ふき工	—	—
9	電工	3,117	24,936	26	高級船員	4,107	32,856	43	内装工	3,567	28,536
10	鉄筋工	3,263	26,104	27	普通船員	3,308	26,464	44	ガラス工	3,365	26,920
11	鉄骨工	3,150	25,200	28	潜水士	5,210	41,680	45	建具工	2,892	23,136
12	塗装工	3,680	29,440	29	潜水連絡員	3,770	30,160	46	ダクト工	2,925	23,400
13	溶接工	3,893	31,144	30	潜水送気員	3,623	28,984	47	保温工	2,937	23,496
14	運転手(特殊)	3,375	27,000	31	山林砂防工	3,455	27,640	48	建築ブロック工	—	—
15	運転手(一般)	2,835	22,680	32	軌道工	5,940	47,520	49	設備機械工	2,970	23,760
16	潜かん工	3,938	31,504	33	型わく工	3,365	26,920	50	交通誘導警備員A	2,115	16,920
17	潜かん世話役	4,680	37,440	34	大工	3,230	25,840	51	交通誘導警備員B	1,868	14,944

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

※ 次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約に係る労働報酬下限額と同額の時給1,168円(日額9,344円)とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合

次のいずれかに申出をすることができます。

【申出先】

◎相模原市役所 契約課

住 所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (市役所本庁舎第2別館3階)

電 話：042-769-1391 FAX：042-769-5325

◎受注者である元請業者

※申出したことを理由に、解雇、請負契約の解除等の不利益な取扱いを受けることはありません。

※賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができます。

公契約条例のことを詳しく知りたい場合は、相模原市ホームページに掲載している「公契約条例の手引」をご覧ください。
お問い合わせは、相模原市契約課まで

